

報告第 2 号

八幡浜市国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 35 条第 1 項の規定により作成した八幡浜市国民保護計画を別冊のとおり変更したので、同条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定により、議会に報告する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

